

12/16 福井

福井地裁

高浜異議審 24日判断

3、4号 差し止め仮処分で

関西電力高浜原発3、4号機(高浜町)の再稼働差し止めを命じた福井地裁の仮処分決定を不服として、関電が申し立てた異議について同地裁は15日、決定を24日に出すことを決めた。2基は再稼働に向けた地元同意手続きが進んでいない限り、法的に再稼働できない。(2面に関連記事)

同地裁は4月、関電の安全対策の不備や原子力規制委員会の新規制基準の不合理性を指摘し、再稼働を認めない決定を出した。関電は同月、全交流電源喪失時の安全対策、使用済み核燃料プールの冷却設備の耐震性など「判断に明らかな事実誤認がある」として、決定の取り消しを求め、異議を申し立てていた。

4月の決定は樋口英明裁判長11名古屋家裁に異動1が出したが、今回は林潤裁判長が担当する。

関電は当初、11月の再稼働を目指していたが、使用前検査の準備の遅れなどを理由に、3号機の再稼働を来年1月下旬、4号機を同2月下旬に変更している。

再稼働に向けた地元同意手続きをめぐっては、既に立地町の高浜町会と野瀬豊町長が同意。県会は12月議会最終日の17日に意見集約する方向で、西川知事の最終判断が焦点になっている。

福井地裁は、同時に審理を進めていた大飯原発3、4号機(おおい町)の再稼働差し止めを周辺住民らが求めた仮処分についても24日に決定を出す。(各辰則、青木伸方)

同意判断「別の事柄」
西川知事が強調

西川知事は15日、関西電力高浜原発3、4号機の再稼働を差し止めた仮処分決定の異議審をめぐり福井地裁が24日に決定を出すことについて「(再稼働の同意判断は)別の事柄。(決定を)待っているわけではない」と述べ、地裁決定に関係なく判断する考えをあらためて強調した。県会予算決算特別委員会の休憩中、記者団の質問に答えた。(青木伸方)